

令和3年第1回臨時会 (令和3年5月26日)

桶川北本水道企業団 議 会 会 議 録

桶川北本水道企業団議会

令和3年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会会議録

目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (5月26日)	
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸報告	4
議席の指定	4
議席の変更	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
日程の追加	5
議長の辞職について	6
日程の追加	7
議長の選挙について	7
日程の追加	8
副議長の辞職について	8
日程の追加	9
副議長の選挙について	9
議会運営委員会委員の選任について	10
日程の追加	11
議会運営委員会正副委員長の互選について	11

企業長提出議案の上程、説明	1 2
第5号議案に対する質疑、討論、採決	1 3
閉会の宣告	1 4

桶川北本水道企業団告示第8号

令和3年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年5月19日

桶川北本水道企業団

企業長 三 宮 幸 雄

1. 日 時 令和3年5月26日(水) 午前9時30分

2. 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室

3. 付議事件

(1) 桶川北本水道企業団職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

令和3年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会日程

議 事 日 程

令和3年5月26日

1. 議席の指定
2. 議席の変更
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議会運営委員会委員の選任について
6. 企業長提出議案の上程、説明
7. 議案の質疑、討論、採決
 - (1) 第5号議案

桶川北本水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

令和3年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会

令和3年5月26日（水曜日）

○出席議員（10名）

1番	今	関	公	美	君	2番	大	嶋	達	巳	君
3番	星	野	充	生	君	4番	岡	安	政	彦	君
5番	滝	瀬	光	一	君	6番	中	村	洋	子	君
7番	加	藤	勝	明	君	8番	糸	井	政	樹	君
9番	江	森	誠	一	君	10番	佐	藤		洋	君

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

企業長	三	宮	幸	雄	君	副企業長	小	野	克	典	君
事務局長	小	高	清	隆	君	参事兼 事務局 次長兼 業務課長	小	島		稔	君
事務局 次長兼 給水課長	青	鹿	秀	明	君	総務課長	堀		和	行	君
施設課長	小	菅		勉	君	浄水課長	内	田	賢	一	君

○職務のため出席した者の職氏名

書記	久	保		武		書記	永	井		太
----	---	---	--	---	--	----	---	---	--	---

午前 9時49分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（加藤勝明君） 定足数に達しておりますので、令和3年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△議事日程の報告

○議長（加藤勝明君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承ください。

△諸報告

○議長（加藤勝明君） 日程に先立ちまして、議長より諸報告をいたします。

企業長より、令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について報告がありました。報告書の写しを配付してありますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、高橋伸治議員及び工藤日出夫議員より5月24日に辞職願が提出されましたので、これを許可いたしました。

次に、5月24日の北本市議会において、大嶋達巳議員及び滝瀬光一議員が当議会の議員として当選されましたので、ご報告いたします。

△議席の指定

○議長（加藤勝明君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回当選になりました議員の議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。

大嶋達巳議員の議席は2番、滝瀬光一議員の議席は6番といたします。

△議席の変更

○議長（加藤勝明君） 日程第2、議席の変更を議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第4条第3項の規定により、議席を変更いたしたいと思ます。

議席番号5番、中村洋子議員を6番、議席番号6番、滝瀬光一議員を5番に変更すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまのとおり議席を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にお着きいただきたいと思います。ご準備のほどよろしく願いいたします。

△会議録署名議員の指名

○議長（加藤勝明君） それでは、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

6番 中村洋子 議員

8番 糸井政樹 議員

の両名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（加藤勝明君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前 9時53分）

○副議長（星野充生君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前 9時54分）

△日程の追加

○副議長（星野充生君） ただいま加藤勝明議長より議長の辞職願が提出されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

お諮りいたします。議長の辞職を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（星野充生君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△議長の辞職について

○副議長（星野充生君） 地方自治法第117条の規定により、加藤勝明議員の退席を求めます。

〔7番 加藤勝明議員退席〕

○副議長（星野充生君） 辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○副議長（星野充生君） お諮りいたします。加藤勝明議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（星野充生君） ご異議なしと認めます。

よって、加藤勝明議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

加藤勝明議員の復席を求めます。

〔7番 加藤勝明議員復席〕

○副議長（星野充生君） ただいま議長の職を辞職されました加藤勝明議員から退任の挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

加藤議員。

○7番（加藤勝明君） 議長を退任するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

令和元年5月31日の臨時議会におきまして皆様のご推挙により議長に就任させていただきました。以来今日まで大過なく議会運営の任務を全うすることができました。これもひとえに議員各位並びに執行部の皆様方の温かいご支援、ご協力のたまものと心より感謝申し上げます。次第でございます。

このたび議長を退任させていただきますが、引き続き企業団発展のため全力を傾注してまいりる所存でございますので、皆様方のご支援、ご鞭撻を心からお願い申し上げます。退任

の挨拶といたしたいと思います。大変ありがとうございました。

△日程の追加

○副議長（星野充生君） ただいま議長の席が空席となりましたので、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（星野充生君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△議長の選挙について

○副議長（星野充生君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（星野充生君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（星野充生君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

議長に、岡安政彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました岡安政彦議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（星野充生君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました岡安政彦議員が議長に当選されました。

ただいまの選挙により議長に当選されました岡安政彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により議長の当選人である旨告知いたします。

それでは、議長に当選されました岡安政彦議員より、就任のご挨拶をお願いいたします。

岡安議員。

○4番（岡安政彦君） このたび桶川北本水道企業団議会議長に就任させていただきました岡安政彦でございます。

もとより浅学非才な身ではございますが、議員各位の皆様とともに、そして執行部の皆様のご指導、ご鞭撻を賜り、規律ある議会運営に誠心誠意努めさせていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（星野充生君） ただいま岡安政彦議員より議会運営委員会委員の辞任願が提出されましたので、これを許可いたします。

これをもちまして、議長の職を全て終了いたしました。ご協力いただきましてありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時01分）

○議長（岡安政彦君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前10時02分）

△日程の追加

○議長（岡安政彦君） ただいま星野充生副議長より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長の辞職を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△副議長の辞職について

○議長（岡安政彦君） 地方自治法第117条の規定により、星野充生議員の退席を求めます。

〔3番 星野充生議員退席〕

○議長（岡安政彦君） 辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（岡安政彦君） お諮りいたします。星野充生議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） ご異議なしと認めます。

よって、星野充生議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

星野充生議員の復席を求めます。

〔3番 星野充生議員復席〕

○議長（岡安政彦君） ただいま副議長の職を辞職されました星野充生議員から退任の挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

星野議員。

○3番（星野充生君） 副議長を退任するに当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

令和元年5月31日の臨時議会におきまして、皆様のご推挙により副議長に就任させていただきました。以来今日まで加藤議長のご指導の下に大過なく議会運営の任務を全うすることができました。これもひとえに議員各位並びに執行部の皆様方の温かいご支援、ご協力のたまものと衷心より感謝申し上げる次第でございます。

今般副議長を退任させていただきますが、引き続き企業団発展のために全力を傾注してまいりる所存でございますので、皆様方のご指導とご鞭撻を心からお願いを申し上げまして退任の挨拶といたします。ありがとうございました。

△日程の追加

○議長（岡安政彦君） ただいま副議長の席が空席となりましたので、副議長の選挙を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△副議長の選挙について

○議長（岡安政彦君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、大嶋達巳議員を指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました大嶋達巳議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました大嶋達巳議員が副議長に当選されました。

ただいまの選挙により副議長に当選されました大嶋達巳議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により副議長の当選人である旨告知いたします。

それでは、副議長に当選されました大嶋達巳議員より、就任のご挨拶をお願いします。

大嶋議員。

○2番（大嶋達巳君） このたび副議長に就任させていただきます大嶋達巳でございます。

円滑な議会運営のため、岡安議長を支える立場で誠心誠意取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

△議会運営委員会委員の選任について

○議長（岡安政彦君） 日程第5、議会運営委員会委員の選任について議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員につきましては、議会運営委員会条例第3条の規定により、議長より今関公美議員、星野充生議員を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました今関公美議員、星野充生議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

△日程の追加

○議長（岡安政彦君） お諮りいたします。議会運営委員会正副委員長の互選についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会正副委員長の互選についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△議会運営委員会正副委員長の互選について

○議長（岡安政彦君） ただいま選任されました委員の方々を含めまして、議会運営委員会委員の方は、次の休憩中、委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果をご報告願います。

それでは、暫時休憩いたします。

（午前10時09分）

○議長（岡安政彦君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前10時13分）

○議長（岡安政彦君） 議会運営委員会委員長から報告がありましたので、ご報告いたします。議会運営委員会委員長には中村洋子議員、副委員長には星野充生議員が互選されました。以上でございます。

○議長（岡安政彦君） ここで、企業長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企業長。

○企業長（三宮幸雄君） おはようございます。

5月1日から企業長に就任いたしました北本市長の三宮でございます。

今現在、社会生活あるいは経済活動等々、コロナの影響で大変な状況にございますけれども、私ども市民の皆様の命と健康を守る、その使命、安定的な水の供給ということを使命として捉えております。そのことに今後全力投球をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、聞くところによりますと、江川の調整池の整備にこの水道企業団が関わっているのだそうでございますけれども、そこまで私認識していませんでしたが、また上尾道路、管路の整備等々、着実にこの水道行政の経営ということに関わってまいります。そういう中で少子高齢化が進展しまして、水道行政、財政の安定ということに少し不安がありますけれども、皆様の力をお借りして、先に述べました安定的な安全・安心、命の水行政、これが一丁目一番地の行政でございますので、しっかりと私ども運営をさせていただきたいと思っております。

なお、最後に、これからも議員の皆様のご指導をお願いしまして、協力をいただきながら今後進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

△企業長提出議案の上程、説明

○議長（岡安政彦君） 日程第6、企業長提出議案を上程いたします。

第5号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。

企業長。

○企業長（三宮幸雄君） 本日ここに、令和3年第1回桶川北本水道企業団臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には、時節柄何かとご多用の折、ご参会を賜りまして厚くお礼申し上げます。

5月24日の北本市議会において、大嶋達巳議員及び滝瀬光一議員が当企業団議会議員にご当選されました。新たに当企業団の議員として当選をされましたことを心からお祝い申し上げます。

また、ただいまの議会におきまして、正副議長さん、議運の正副委員長さんなど新たな執行体制が整いましたこと、ご同慶の至りでございます。

それでは、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして概要をご説明申し上げます。

第5号議案 桶川北本水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、押印を求める手続の見直しに伴い、内部手続の簡素化を図るため、規定を整備す

るため、本条例の一部を改正するものです。

以上をもちまして本臨時会に提出いたしました議案の説明は終わりますが、事務局に補足して説明をいたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡安政彦君） 総務課長。

○総務課長（堀 和行君） おはようございます。

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

第5号議案 桶川北本水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、内閣府が令和2年12月18日付で地方公共団体に示した地方公共団体における押印見直しマニュアルにより、押印を求める手続について見直しを行い、新たに職員となった者が当該条例に基づき任命権者に提出している宣誓書について、署名押印を必要としておりましたが、押印を不要とすることにより内部手続の簡素化を図るものであります。また、併せて、別記中「別記」を「別記様式（第2条関係）」と改め、字句を整理するものであります。以上をもちまして補足説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

△第5号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（岡安政彦君） 日程第7、議案の質疑、討論、採決を行います。

第5号議案 桶川北本水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を許可いたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第5号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（岡安政彦君） 起立全員であります。

よって、第5号議案 桶川北本水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△閉会の宣告

○議長（岡安政彦君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて、令和3年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前10時21分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

前 議 長 加 藤 勝 明

前 副 議 長 星 野 充 生

議 長 岡 安 政 彦

署 名 議 員 中 村 洋 子

署 名 議 員 糸 井 政 樹

参 考 资 料

議案の審査結果

企業長提出議案

議案 番号	件名	審査結果	
		月日	結果
5	桶川北本水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について	5月26日	原案可決